

農地法第3条の規定による許可申請書

※記入例は青字で表記しています。

令和 年 月 日

飯 豊 町 農業委員会会長 殿

下記農地(採草放牧地)の賃借権を設定(期間5年間)したいので農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。

所有権を移転又は賃借権、使用貸借を設定(期間〇〇年間)を記入します。

申請者	住 所	職業	年齢	氏 名
譲渡人	※売る人、貸す人について記入します。 〇〇町 大字〇〇 〇〇番地	農業	80	〇〇 〇〇
譲受人	※買う人、借りる人について記入します。 〇〇町 大字〇〇 〇〇番地	農業		〇〇会社 代表取締役 〇〇 〇〇

記 ※氏名は手書きの場合印は必要ありません。

1 許可を受けようとする土地の所在等 (土地の登記事項証明書を添付してください。)

所 在				地 目		面積(m ²)	対価、賃料等の額(円) (10a当たりの額)	所有者の氏名又は名称 現所有者が登記簿と異なる場合	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
市町村	大字	字	地番	登記簿	現況				権利の種類、内容	権利者の氏名又は名称
〇〇	〇〇	〇〇	×番1	田	田	3,000.00	15,000	〇〇 〇〇		
〇〇	〇〇	〇〇	×番2	田	田	2,500.00	15,000	〇〇 〇〇		
計	5,500.00	m ²	(田	5,500.00	m ²	畑	m ²	採草放牧地	m ²)	

10a当たりの額を記入します。

2 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細

※労働力不足

コード

8

(注)コード表を参考に記載すること。

3 権利を設定し、または移転しようとする契約の内容

権利を設定又は移転しようとする時期	令和〇〇年〇〇月〇〇日
土地の引き渡しを受けようとする時期	令和〇〇年〇〇月〇〇日
契約期間等	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇年間

指 令 書

第 号

上記1の土地に係る上記申請者からの申請を許可する。

令和 年 月 日

飯豊町農業委員会会長

印

(記載要領)

- 申請者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 法人である場合は、住所は主たる事業所の所在地を氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄附行為の写しを添(独立行政法人及び地方公共団体を除く。)してください。
- 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 記の3は、権利の設定又は移転しようとする時期、土地の引き渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作に係る事業の概要を併せて記載してください。

農地法第3条の規定による許可申請書(別添)

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

※「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。

	農地面積 (㎡)	田			畑			樹園地			採草放牧地面積 (㎡)
		田	畑	樹園地	田	畑	樹園地	田	畑	樹園地	
所有地	自作地	※買う・借りるひとやその家族が所有している農地のうちきちんと自分たちで耕作している農地について記入します。									
		20300.00	20000.00		300.00						
	貸付地										
所有地以外の土地	所在・地番		地目			面積(㎡)			状況・理由		
			登記簿	現況							
	非耕作地										

(記載要領)

- 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第5号の括弧書きに該当する土地です。
- 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田				畑			樹園地			採草放牧地
	水稲	そば	大豆	いちご							
作付(予定)作物	水稲	そば	大豆	いちご							
権利取得後の面積 (㎡)	100,000	50,000	50,000	6,000							

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類	トラクター	田植機	コンバイン	乾燥機	ハウス				
		確保しているもの	所有	54ps2台	8条2台	6条2台	60石2基	300坪2棟		
導入予定のもの	所有									
(資金繰りについて)	リース									

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

<農地法第3条第2項第5号関係>

5 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者(賃借人等)が、その土地を貸し付け、又は質入しようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けしようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作(田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。)の目的に供するために貸し付けようとする場合である。
(表作の作付内容、裏作の作付内容)
- 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けしようとする場合である。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

- ① 取得する農地の周囲の作付状況に考慮しながら栽培します。
- ② 地域の水利調整に参加し、取り決めに遵守します。
- ③ 地域の農地の利用調整に協力します。
- ④ 農薬の使用法について、地域の防除基準に従います。

II 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外である場合、または、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Iの記載事項に加え、以下も記載してください。

(留意事項)

農地法第3条第3講第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を現状に復して返還する。乙が現状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が現状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を払う。」「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」などを明記することが適当です。

<農地法第3条第3項第2号関係>

7 地域との役割分担

地域の農業におけるほかの農業者との役割分担について、付带的にどのような場面でのどのような役割分担を担う計画であるかをいかに記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取り決めの順守、獣被害対策への協力等について記載してください。)

- ① 地域が共同で行う水路の土砂上げ作業への参加
- ② 農地維持のための話し合いへの参加

<農地法第3条第3項第3号関係> (権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。)

8 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

(1) 氏名 〇〇 〇〇

(2) 役職名 理事

(3) その者の耕作又は養畜の事業への従事状況

その法人が耕作又は養畜の事業(労務管理や市場開拓等も含む。)を行う期間: 5年3か月

そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間: 2年6か月 (直近の実績)

年 か月 (見込み)

Ⅲ 特殊事由により申請する場合の記載事項

9 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Ⅰの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

(1) 以下の場合は、Ⅰの記載事項すべての記載が不要です。

- その取得しようとする権利が地上権(民法(明治29年法律第89号)第269条の2第1項の地上権)又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合
(事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載してください。)
- 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合
- 権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合
(景観法(平成16年法律第110号)第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。)

(2) 以下の場合は、Ⅰの1-2(効率要件)、2(農地所有適格法人要件)、以外の記載事項を記載してください。

- 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合
- 地方公共団体(都道府県を除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合
- 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター又は独立行政法人家畜改良センターがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(3) 以下の場合は、Ⅰの2(農地所有適格法人要件)記載事項を記載してください。ください

- 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業の経営の事業を行うものを除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合
- 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(留意事項)

上述の一般社団法人又は一いることを一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限ります。該当していることを証する書面を添付してください。

- その行う事業が上述の事業及びこれに附随する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
- 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人

(事業・計画の内容)

協 定 書

飯豊町農業委員会（以下「甲」という。）及び株式会社飯豊町地域振興公社（以下「乙」という。）は、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第3項第2号に規定する地域における適切な役割分担を確保するため、次のとおり協定を締結する。

（乙が行う耕作又は養畜の事業の内容及び農地等の所在及び面積）

第1条 乙は、次表の左欄に掲げる内容の耕作又は養畜の事業について、同表の右欄に掲げる農地等において行うものとする。

耕作又は養畜の事業の内容	左の事業を行う農地等の所在地及び面積
水稻	大字〇〇 ××番△ 5,000 m ²
野菜	大字〇〇 □□番△ 500 m ²

（地域の農業における役割分担）

第2条 乙は、農地等の所在する地域の農業の維持発展に関する話し合い活動への参加を求められた場合は、特段の事情がない限り参加するものとする。

2 乙は、借り受ける農地等が便益を受ける道路・水路・ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取り決めに遵守するものとする。

3 乙は、当該地域の獣害被害対策に協力するものとする。

4 乙は、その他当該地域の農業に関する取り決めに遵守するものとする。

（協定の実施の状況等についての報告）

第3条 乙は、前条の活動実績について、甲が別途指定する様式に従い、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に報告するものとする。

（調査等）

第4条 甲は、乙の地域での活動状況を確認するため、必要に応じ当該地域の農家等からの聞き取り等により調査を行うものとする。

2 甲は、前条の報告及び前項の調査により乙が第2条に定める活動に違反していると認められた場合、農地法第3条の2第1項により対応策を期限を定めて乙に勧告するものとする。

3 甲は、前項の勧告のほか、甲、乙及び当該地域の農家の三者を交えた協議の場を設けることができる。

（協定に違反した場合の措置）

第5条 乙が、前条第2項の定めによる甲の勧告に従わず、かつ、引き続き第2条に定める活動を行わない認められる場合は、農地法第3条の3第2項第2号により事業を行う農地等の全部又は一部についての許可取消すものとする。

(疑義が生じた場合の決定等)

第6条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

甲	名称	
	代表者名	●● ××
	所在地	飯豊町大字●● ××番地
乙	名称	株式会社 ○○○
	代表者名	△△ ○○
	所在地	飯豊町大字□□ △番地

確 約 書

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第3項の規定による許可を申請するにあたり、次のことを確約します。

1 事業内容、農地等の所在地及び面積

事業内容	農地等の所在地及び面積
水稲	大字〇〇 ××番△ 5,000 m ²
野菜	大字〇〇 □□番△ 500 m ²

2 1に掲げる農地等の所在するそれぞれの地域の農業の維持発展に関する話し合い活動へ参加します。

3 1に掲げる農地等が便益を受ける道路・水路・ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設及び維持管理等に関する取り決めに遵守します。

4 その他地域の農業に関する取り決めに遵守します。

5 上記2から4についての活動を行わなかった場合、速やかに賃貸借又は使用貸借を解約します。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

飯豊町農業委員会 会長

殿

住所 飯豊町大字〇〇 ××番地

氏名 株式会社 〇〇〇
代表取締役 △△ 〇〇